

平成20年度 第3回千葉市文化財保護審議会議事録

- 1 日 時 平成21年3月30日（月）
午後3時30分～4時30分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー12階第1会議室
- 3 出席者 （委員）
段木一行会長 神谷紀雄副会長、池田伊予委員、
岡本東三委員、久留島浩委員、高桑守委員、
吉村稔子委員、渡辺勝彦委員
（事務局）
河野生涯学習部長
本庄生涯学習部参事、倉田主幹
石橋文化財保護係長、芦田主任主事

4 議 題

議 事

- （1） 諮 問
千葉市地域文化財の登録について
- （2） 地域文化財の候補について
- （3） そ の 他

5 議事の概要

議 事

- （1） 諮 問
千葉市地域文化財の登録について、3件の諮問に対して、
諮問のとおり答申された。
- （2） 地域文化財の候補について
平成19年度及び平成20年度の地域文化財情報に対し
ての状況報告を行い、了承を得た。
- （3） そ の 他
旧検見川無線送信所の経過について報告し、了承を得た。

6 会議経過

議事（1） 諮問 地域文化財の登録について

議 長 ： まず、議事（1）について事務局より諮問とその説明を
願う。

(河野生涯学習部長が諮問書を読み上げ、会長に手渡した。
その後、石橋文化財係長が諮問案件３件について資料に基づいて説明した。)

議 長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

岡本委員：前回、私は休んだのでよくわからないのだが、開墾碑の碑文のようなものはこの諮問資料に入れなくてよいのか。

事務局：前回の会議資料に碑文を添付させていただいた。

岡本委員：その碑文は諮問の資料には入れなくてよいのか。

事務局：碑文そのものを入れる必要はないと考えている。

議 長：私の方から一つお聞きしたい。今回、石碑が２件あるが、管理者住所が一つは番でもう一つは番地となっているが、なぜか。

事務局：作新台については住居表示がなされているためこのような表示になる。検見川町はまだ住居表示が行われていない地域なのでこうした標記になっているということである。

議 長：他にあるか。この石碑が建造物となっているが、その辺りはどうか。基準を見ると歴史資料というものもあるが、歴史資料ではなくて建造物にした理由は何かあるのか。

岡本委員：建造物というのはいさおかしきような気がする。

議 長：この点は事務局でも検討したと思うのだが、どうか。

事務局：その点は我々も悩んだところであるが、今までの千葉市の文化財においては、石造物を建造物として指定していたので、今回はそれを踏襲したものである。しかし紛らわしい部分はある。

岡本委員：普通、板碑などは歴史資料として扱っている。

議 長：石造物でも宝篋院塔などは建造物になると思うが、今回の場合、碑の形がいいわけではなく、書いてある内容に意味があるのだから歴史資料でいいのではないかという気がする。今後、この点については事務局で検討していただくということで、今回はこのままでよろしいか。

議 長：では次の「寒川神社の御浜下り」についてはどうか。前回の会議では御浜下りだけではなくて全体を一連のものとして登録したらどうかという意見もあったが、今説明があったように、今回は氏子青年会で活動している範囲を登録

するということである。しかし、ゆくゆくはその前後も含めて考えられるということか。

事務局：寒川神社の例大祭自体も歴史のある祭りであるが、今回はその中で「御浜下り」の部分を登録としたい。しかし、本来は寒川神社の例大祭全体、もしくは千葉神社のただら祭りにも関係してくるものであることは認識しており、今後祭り全体に及ぶ調査等が行われ、はっきりしたことが分かれば、例大祭全体を指定ということもあり得ると考えている。

議長：その辺りが前回議論になったところである。いわば彼らの努力もここでは評価したいということだが、よろしいか。他に質問はあるか。

議長：無いようならこの３件について、千葉市地域文化財として諮問の通り答申してよろしいか。

（全員賛成）

議長：ではそのように答申したいと思う。なお、答申書については私に一任していただいてよろしいか。後ほど私の方で文書を教育委員会へ提出させていただくこととする。

議事（２）地域文化財の候補について

議長：続いて議事の（２）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長が平成１９年度に市民の方々から寄せられた地域の文化財情報について、現在までの経過を説明した上で、平成２０年度新たに寄せられた情報について説明した。）

議長：今説明があったが、質問があったらお願いしたい。

高桑委員：検見川町に伝わるお備社についてだが、これは資料を見ている限り具体的な行事の内容がわからないのだが、これについて調査はしているのか。

事務局：調査はこれからである。一応こうした行事があるという情報提供があったので、今後情報提供いただいた方に連絡をして、詳細についてお聞きしたいと考えている。

高桑委員：ぜひ、お願いしたい。

議長：おびしゃの「しゃ」は「社」なのか。

事務局：ここには推薦のあった情報をそのまま載せている。おび

しゃは「歩射」の字を使うことが多いことは理解しているが、検見川地区でこの字を使っているのであればこのままだと考えている。写真では弓を射ている様子は見られず、各家を回って神楽を舞っているようなのだが、どのように行われているのかについては今後調べてみたい。

議長：これについては今後調べるということで、他にあるか。

高桑委員：19年度分について今説明があったが、三代王神社の神楽だが、2月11日に見たということだが、その際の印象はどうであったか。芸態とか芸能そのものの中になにか特色はあるのか。

事務局：前回の登戸の場合は、他で行われていない獅子舞があった。三代王はいわゆる神楽で、周辺の畑町や検見川町でも神楽が伝承されており、それぞれ微妙に異なっているが、地元で素朴に伝承されてきた形の神楽であると思う。

高桑委員：芸態の特殊性というよりもむしろ地元で長男が確実に伝承してきたものということか。了解した。

議長：十分調べてもらいたい。他にあるか。

久留島委員：丹後堰についてだが、これについての文献は何かあるのか。

事務局：まだそこまでは当たっていない。

久留島委員：周辺の村の村絵図などに載っていないのか。

事務局：まだそこまで調べていない。

久留島委員：稲荷町有文書については昔マイクロフィルムで見せてもらったように記憶しているが、現物はチェックに行ったのか。

事務局：現物を見せていただいた。保存はきちんとされており、状態もよかった。

久留島委員：マイクロフィルムにあるものはすべてあるのか。できたら目録を示してもらった方が分かりやすい。このままでは全体像がわからない。

議長：この目録は次回にでも見せてもらえるか。

事務局：そのようにしたい。

議長：他にあるか。

岡本委員：浜田川周辺の史跡というのは、事務局側と趣旨が違うということであったが、これはどのように処理するつもりな

のか。

事務局：今回はこうした情報提供があったという報告である。この中から19年度にもあったが、文化財に当たるものとそうでないものなど、事務局で判断できるものについては情報提供された方にその旨お話しするつもりである。

岡本委員：個別に見ていけば登録に値するものもあるわけで、審議会にかけてこれは趣旨が違うからだめだと返答するのか。そこは難しいと思う。こういう地域のいろいろな文化財がまとめてあがってくることもあると思うので、生のまま審議会にあげて、これはだめということになれば具合が悪いと思う。

事務局：今回示させていただいたのは、市民の方々からいただいた情報の案件だけである。まだ具体的な調査には一切入っていないので、今説明したように若干趣旨が違うという面もあるが、ある程度調査をして、その結果をもって当審議会にご報告させていただく。また、その取扱いについても、調査の結果如何によって事務局の案を示させていただきたい。

議長：これは埋蔵文化財などの時代的に古いものも入っているのか。

事務局：古いものから新しい近世のものまで入っているので、なかなか難しい。推薦者の気持ちは分かるが、もう少し話させていただいて、ポイントを絞るか、ご理解をいただきながら事務局の方で進めさせていただく。

議長：事務局の方で十分調査して、その結果を審議会の方に出してほしい。

渡辺委員：今は戦後のものまで登録になっている。対象をそうとう広く取るというのが登録の趣旨だと思うので、そこをお考えいただきたい。今回の浜田川周辺の史跡の中でも、子守神社も社殿を新しくしたり、ずらしたりしているが、建物は十分他の市町村ならば当然文化財になっていると思う。それから金毘羅社は私が見た時はようやく建っていたが、今はもうないのではないか。もう一つ稲荷町有文書だが、文書もいいが、境内には澱粉工業の記念碑があるし、稲荷社の建物も江戸末の年代のはっきりしているもので、これ

も当然文化財の候補になっていておかしくないものである。

議長：他にあるか。

高桑委員：これまでは基本的には単体というか一つのフレームで文化財を考えていたが、今回のように複合というか、地域に色々な文化財が入っていて、地域そのものの活性化するような指定ということはこれまであまり検討してこなかった。これからこうしたものも出てくるのではないかと思う。個別的にはそれぞれ非常に重要な意味を持つ文化財だと思うが、それをセットでどう対応するかということが問題になる。

議長：そのあたり、事務局としてセットでどう対応したいと考えているか。

事務局：そうしたことも含めてもう少し検討させていただきたい。フレームがきちんとできるものとそうでないものがあると思うので、そこを見極めてからということにさせていただきたい。

議長：他にあるか。なければ先生方から貴重な意見を出していただいたので、事務局ではそうした意見を念頭に置きながら調査を進めてもらいたい。次に3「その他」に移る。先生方からご意見・ご提案はあるか。

(なし)

議長：事務局から何かあるか。

(本庄生涯学習部参事より、旧検見川無線送信所について、前回会議以降の経緯について報告した。)

議長：この審議会では、旧検見川無線送信所については保存すべきという意見が大勢を占めていたと思うが、議会の方では含みを持たせて不採択ということで、我々は少し戸惑うわけだが、先生方のご意見はいかがか。ちょうど東京中央郵便局のことが話題になって、検見川と設計者がいっしょということなのだが、新聞でかなり騒がれた。

渡辺委員：東京中央郵便局は外壁からツースパンを保存することになったが、この建物の場合は議論がよくわからなかったのが、国の登録であれ、市の指定であれ、ものとして見た時には中を壊せるわけではない。かえってそんなことをしたらお金がかかるだけなので、実際にはこのままの形

でどのように利活用できるかを検討するしかないわけで、その場合、こちらは緩やかで、こちらだと緩やかではないという議論自体がよくわからない。どこでそういった議論になっているのか。2月に知る会がシンポジウムを開催して、そこに元文化庁の方も出てきて、色々話があったようだが、あの建物の場合は外壁を保存するためには中を残さなければならないので、どこかに何か誤解があるのではないかという感想を持った。

岡本委員：市の文化財指定にという陳情書が否決されたということは、この経済教育委員会がこの建物は価値がないと判断したということではないのか。そこをはっきりしておかないと文化財保護行政が成り立たない。

事務局：先ほどお話したとおり、今回、市議会の常任委員会で不採択となった中身は、この陳情案件が市の指定文化財として指定をしてほしいという中身であったため、常任委員会では現在の段階で、指定文化財として指定、もしくは国の登録という手法もあるわけで、それを今の段階で決定すべきではないということ。したがって、指定文化財として指定してほしいという中身については今回の議会の中では不採択ということになった。不採択がイコール検見川無線送信所の保存がだめということではない。指定という部分が今結論を出すには時期尚早ということで、もう少し総合的な観点から検討すべきで、その間には当審議会の先生方のご意見をいただきながらということであった。結論を今出す必要性はないということであった。

岡本委員：微妙なところである。

議長：登録するか、指定にするかというのは議会では取り扱いにくいということではないか。

岡本委員：いや、議会にそうした権限があるのか。これは指定の価値があるとか無いとか。それは難しい問題だ。

事務局：常任委員会においては、陳情書が指定ということにこだわっていたために、その指定というものに対してどうするかという議会側の意見表明である。これは法的な拘束は全くない。先ほどお話したとおり、保存に対して否定ということではなくて、この指定という陳情に対して今回は不採

択ということである。議会の権限について話があったが、これはあくまでも議会常任委員会の意見表明である。それが文化財の保護と一連ではない。それとは別に審議会の意見があるということで、我々はその両方を聞きながら進めていきたいと考える。また、議会の動きについては随時この審議会でもご説明したいと考えている。

議長：微妙なところではあるが、指定とか登録は議会の権限ではないわけで、あくまでも教育委員会の方で、審議会にかけてよかったら指定にするというような行政的な行為だと思う。問題が少しずれていて事務局としては板挟みでたいへんだと思うが、予算はないけれども調査できるものについては実施していただきたい。審議会としてはどういう形であれ、これは保存すべきであるという意見があるので、その意見は尊重していただきたい。他にあるか。なければ、これにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962